入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和２年　２月１２日

東広島市長　髙垣 廣德

１　入札に付する事項

（１）	物品・委託役務の名称	令和２年度休日診療所医療事務業務
（２）	物品・委託役務管理番号	13310072
（３）	物品委託役務内容	東広島市休日診療所（医科）における診療カルテに基づき、保険請求事務システムにより、毎月の診療報酬請求を行うもの。
（４）	納入・履行期間	令和２年　４月　１日から令和３年　３月３１日まで
（５）	納入・履行（就業）場所	東広島市休日診療所
（６）	予定価格	非公表
（７）	最低制限価格	なし
（８）	入札方式	一般競争入札
（９）	入札区分	紙入札
（10）	使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
（11）	契約種別	総価契約
（12）	収入印紙	要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	医療＞レセプト作成・医療事務
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

なし

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和２年　２月１２日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和２年　２月１２日～ 令和２年　３月　６日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：　無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和２年　２月１２日～ 令和２年　２月１９日 (午前　8時30分～午後　5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部　健康増進課 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館２階） 電話番号　082-420-0936　　／ファックス番号　082-422-2416 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和２年　２月２５日～ 令和２年　３月　６日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和２年　３月　４日～ 令和２年　３月　５日 (午前　8時30分～午後　5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和２年　３月　６日 午後　２時２０分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（○印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

令和２年度休日診療所医療事務業務仕様書

１　業務の名称　　令和２年度休日診療所医療事務業務

２　履行場所
東広島市休日診療所　東広島保健医療センター１階

３　履行期間
令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

４　業務内容
（１）診療報酬明細書出力
（２）診療報酬明細書点検
（３）診療報酬明細書修正入力
（４）診療報酬明細書集計
（５）オンライン請求
※日医標準レセプトソフト「ＯＲＣＡ」の使用による
（６）返戻分レセプトの修正及び再請求

５　業務日等
（１）業務日

業務日	業務日の事前調整について	回数
毎月１日から７日までの間のいずれかの１日	前月の末日までに発注者と受注者が協議して定めるものとする。	１２回（月１回）

（２）業務日数と業務時間
原則、各業務日は１日間とし、午前８時３０分から午後５時１５分までの範囲内で業務を実施し完了させるものとする。ただし、受注者の都合その他の理由（処理件数の多少、オンライン請求の受入先が休日等により業務日に休業する場合等）により、これにより難いときは、発注者と受注者が協議の上、業務日及び業務時間を変更できるものとする。

６　従事スタッフの要件
（１）次のいずれかの資格を有していること。
・(公財)日本医療保険事務協会の診療報酬請求事務能力認定試験合格者
・(一財)日本医療教育財団の医療事務技能審査試験合格者
・技能認定振興協会の医療事務管理士
＊その他各試験機関・団体が実施する資格試験のうち、当該業務の遂行に適当であると思われる資格の取得者等も可とする。
（２）診療所に設置している保険請求事務システム（ＯＲＣＡ）の操作が可能であること。
（３）個人情報保護に関する教育を受けていること。
（４）従事スタッフは全員、保険請求業務の経験者であること。

７　処理件数（参考数量）
（１）診療報酬請求業務に係るレセプト年間処理件数

年度	件数	年度	件数
令和元年度	約 4,300 件（見込み）	平成 30 年度	4,045 件
平成 29 年度	4,715 件	平成 28 年度	4,283 件

（２）診療報酬請求業務に係るレセプト月間処理件数（平成３０年度の例）

業務月日	件数	業務月日	件数
４月分	297	５月分	318
６月分	154	７月分	188
８月分	146	９月分	221
１０月分	124	１１月分	174
１２月分	453	１月分	1204
２月分	435	３月分	331

（３）留意事項

本業務に従事する者の人員数は問わないが、処理件数の多少を問わず業務日及び業務時間内に業務を完了すること。ただし、受注者の都合その他の理由（処理件数の多少、オンライン請求の受入先が休日等により業務日に休業する場合等）により、これにより難いときは、発注者と受注者が協議の上、業務日及び業務時間を変更できるものとする。

※変更した場合には、オンライン請求については必ず毎月１０日までに送信し、返戻分については必ず毎月８日午前１１時までに必要書類を作成し、発注担当課へ提出すること。

８　業務完了の確認

毎月の業務完了の都度、受注者は「業務完了報告書」を速やかに提出するものとする。

９　委託料の支払

（１）本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
４月から２月までの各月履行分	円	部分払（部分引渡し）
３月履行分	円	完了払

（２）部分払の額は契約金額を１２で除した額（当該額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

（３）部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていなければならない。

１０　問い合わせ先（発注担当課）

東広島市健康福祉部　健康増進課　保健総務係

電　話　（082）420-0936

ＦＡＸ　（082）422-2416